

# 学会誌投稿規程

昭和52年12月6日 制定  
平成30年9月14日一部改定

「Journal of Japan Solar Energy Society (太陽エネルギー)」は、日本太陽エネルギー学会が発行する学会誌で、太陽エネルギー及びその利用技術に関連した研究論文、技術論文、短報、解説および学会として必要な記事などを掲載する。論文の著者である会員は、以下の規定に従って投稿することができる。

## 1. 投稿の手続き

1.1 投稿者は本規程に定める「執筆の手引きとフォーマット」に従って、文書作成ソフトウェアで原稿を作成し、原則として電子データを、論文投稿票を添えて下記に送付する。

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-44-14

日本太陽エネルギー学会 編集委員会

e-mail: info@jses-solar.jp

1.2 原稿については、用いた言語のネイティブチェックを受けた後に投稿することを強く推奨するとともに、英語論文の投稿者には「The ACS Style Guide」等の科学論文作成ガイドの参照も合わせて推奨する。

## 2. 記事の種類と定義

記事の種類は、査読審査のある研究論文、技術論文、短報、および査読審査のないその他の記事(解説、講義など)とする。投稿の際、記事の種類を表紙とする論文投稿票に示すこと。

2.1 **研究論文**: 太陽エネルギー利用およびこれに関連した諸部門に関する研究成果の記述で、独創性、信頼性があり、学術的価値あるいは産業上有用性のある完結した内容の英文もしくは和文によるものとする。原稿は原著論文として未発表のものであり、刷り上り6ページ以内を基準とし、超過する場合は10頁を限度とする。

2.2 **技術論文**: 太陽エネルギー利用およびこれに関連した諸分野の特定の事項に関する調査結果あるいは試験結果、性能解析などを(考察を加え)記述したものの、あるいは設計データ、計測データ、その他実用に役立ち、系統的に整理されたオリジナルな測定データなどを記述したものであって、信頼性があり、学術上あるいは産業上有用性のある完結した内容のものであること。印字方式、その他は研究論文に準ずる。

2.3 **短報**: 予報として優先して掲載する意義のある新しい事実・独創的価値のある刷り上り2ページの英文による記事。

2.4 **その他**: 最近の進歩が著しい特定の主題について、現在の研究、開発状況と将来への展望を簡潔に記述した解説や既に体系の確立した太陽エネルギーおよびその利用技術に関連した分野についての基礎的事項を平易に記述した講義など編集委員会が適宜決定するもの。

## 3. 原稿の取扱い

3.1 学会事務局に原稿が届いたことを編集委員会が確認した日を受付日、原稿が掲載可能になったことを編集委員会が確認した日を受理日とする。

3.2 投稿された研究論文、技術論文および短報の原稿については、「論文審査・査読規程」に則る査読委員の意見に基づいて編集委員会が採否を決定する。但し、査読委員の氏名は公表しない。

3.3 3.2以外の原稿については、編集委員会で審議

し、掲載可否を決定する。

3.4 編集委員会は、著者に対し記事の種類の変更を求める場合がある。

3.5 編集委員会は、著者に対し原稿の修正を求める場合がある。

3.6 採用した原稿の記述に、一般的でない用語、文字、かな使いを含むときは、編集委員会が添削して表現を整えることがある。

3.7 著者校正は、原則として初校正の1回とする。なお、この時点では、印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。

3.8 提出された論文投稿票および原稿は原則として返却しない。

## 4. 著作権

学会誌に掲載された記事の著作権の取扱いは「日本太陽エネルギー学会著作権規程」による。短報については論文誌発行と同時に本学会のホームページに公開できるものとする。

## 5. 掲載料・原稿料

5.1 研究論文および技術論文に対しては35,000円、短報に対しては12,000円の掲載料(表紙なし抜刷り50部を含む)をそれぞれ徴収する。なお、前者につき規定ページ数を超えるものについては超過1ページにつき1万円を加算した金額を掲載料とする。ただし、論文末尾の「抄訳」(「執筆の手引きとフォーマット」を参照)は、論文のページ数に含めない。

5.2 前項以外の原稿に対しては、本会規定により原稿料を支払うことができる。

5.3 追加の抜刷りを希望する著者は、50部以上を購入しなければならない。但し、依頼原稿の場合、30部まで無料とする。なお、抜刷り料金は別途請求する。

## 付則

この規程は、平成29年1月12日以後の受付原稿から適用する。

以上

## 付記

本規程の改定は平成30年9月14日開催の第5期第2回(法人第46回)理事会において承認された。

## 改定履歴

昭和59年5月14日一部改定  
平成元年1月31日一部改定  
平成8年3月12日一部改定  
平成9年11月6日一部改定  
平成12年3月1日一部改定  
平成13年9月14日一部改定  
平成27年1月31日一部改定  
平成29年1月12日一部改定  
平成29年7月18日一部改定  
平成29年9月12日一部改定